

発達障害の用語の整理

相模原療育園 理学療法士 深澤宏昭



発達障害の用語の整理

1

日本における「発達障害」という呼称について

2

「発達障害」と「知的障害」

3

「発達障害」共通の特徴

4

その他の様々な表現

日本における「発達障害」という呼称について

■ 学術的な発達障害と、行政政策上の発達障害とは一致しない

文部科学省(2007)：発達障害の用語の使用についてhttps://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/002.htm(令和6年10月13日引用)

■ 発達障害という用語は医療、福祉、教育など、分野により多義的である。

小川しおり：発達障害の定義はどのようになっていますか？.精神医学65巻5号.315 2023 .

医療、福祉、教育、法律（行政）の各分野では「発達障害」の用語の使われ方が異なる可能性がある

日本における「発達障害」という呼称について

理学療法の分野で用いられる日本語の「発達障害」が示す対象

- 1 発達障害者支援法における「発達障害」
- 2 Developmental Disabilitiesの和訳「（広義の）発達障害」
- 3 診断基準であるDSMや ICDにおける「神経発達症」



発達障害者支援法における「発達障害」

平成17年（**2005年**）4月に「**発達障害者支援法**」が施行
平成28年（2016年）6月に改正



発達障害者支援法における「発達障害」

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして 政令で定めるもの をいう。

(発達障害者支援法 第二条 第一項)

政令

発達障害者支援法第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、**協調運動の障害**その他厚生労働省令で定める障害とする

(平成十七年政令第百五十号 発達障害者支援法施行令 第一条)

省令

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

Developmental Disabilitiesの和訳：「（広義の）発達障害」

日本：発達障害（Developmental disorders）

アメリカ：発達障害（Developmental disabilities）

（A）通則 －

“発達障害”とは、重篤で永続的な障害を意味するものであり、それは、

（i）精神疾患または身体疾患、もしくは精神及び身体の併存疾患であり；

（ii）22歳以前に出現したものであり；

（iii）生涯に渡る可能性があり；

（iv）以下の主要な日常生活活動の3領域以上において相当の機能的制約をもたらし；

（I）セルフケア

（II）言語理解と発話

（III）学習

（IV）移動

（V）自己決定

（VI）自立生活能力

（VII）経済的自立

（v）個人のニーズは、生涯もしくは長期にわたる個別に計画され調整された一連の特別なサービスまたは多領域に渡るサービス、または一般的なサービス、または個別の支援、もしくはその他の支援の併用が必要である

発達障害者への支援及び基本的人権に関する法律2000（Developmental Disabilities Assistance and Bill of Rights Act of 2000 Sec. 102. Definitions(8)）(仮訳)

国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター：諸外国の「発達障害」の用語の使用と支援の概要：
<http://www.rehab.go.jp/ddis/world/foreign/definition/>（2024年10月13日引用）

**Developmental disabilitiesの和訳「（広義の）発達障害」は、
脳性麻痺等の身体疾患を含む包括的な概念である。**

DSM や ICDにおける「神経発達症」

DSM (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders)

DSM-3 (1980)

DSM-4 (1994) カテゴリー診断

DSM-4-TR (2000)

DSM-5 (2013) ディシジョン診断の要素
・多元的なスペクトラム
・重症度

DSM-5-TR (2023)

神経発達症群
(Neurodevelopmental Disorders)

DSM や ICDにおける「神経発達症」

DSM (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders)

DSM-3 (1980)

DSM-4 (1994)



DSM-5 (2013)

DSM-5-TR (2023)

カテゴリー診断

ディシジョン診断の要素

- ・多元的なスペクトラム
- ・重症度

- 自閉スペクトラム症/自閉スペクトラム障害
- 知的能力障害 (Intellectual disability)
- 適応行動
- 日本語の表記が「症」と「障害」が併記
- 併存診断



DSM や ICDにおける「神経発達症」

DSM (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders)

精神障害の診断と統計マニュアル
アメリカ精神医学会 (APA)

ICD (International Classification of Disease)

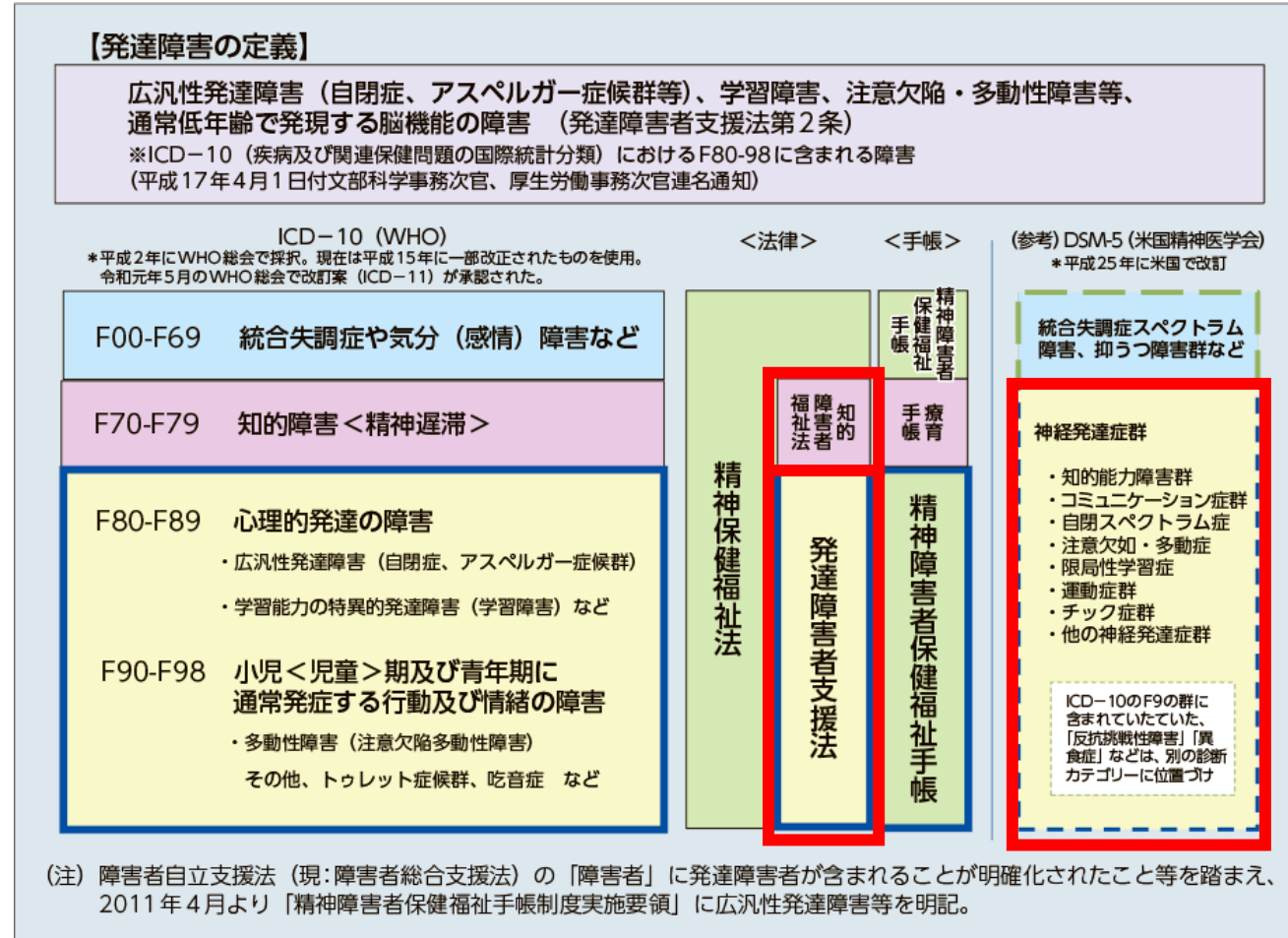
国際疾病分類
世界保健機構 (WHO)

※ ICD-11が2019年WHOで承認されている。

日本語訳の診断名は正式に公開されていない (2024年12月現在) 。

「発達障害」と「知的障害」

図表 9-1-5 発達障害の定義



第9章 障害者支援の総合的な推進. 令和5年版厚生労働白書－つながり・支え合いのある地域共生社会－.409.2023

- ・ 発達障害支援法における「発達障害」には、「知的障害」は含まれない。
- ・ 日本の行政上、発達障害と知的障害は独立したものとして分類される。
- ・ DSM-5以降の表記では、「知的障害」は、「知的能力障害」や「知的発達症」とされている。

「発達障害」と「知的障害」

- 知的障害者福祉法の中に、「知的障害」の定義規定はない。
- 行政における定義として、厚生労働省の定義が知られている。
 - 「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」

生活能力 IQ	a	b	c	d
I (IQ ~20)	最重度知的障害			
II (IQ 21~35)	重度知的障害			
III (IQ 36~50)	中度知的障害			
IV (IQ 51~70)	軽度知的障害			

次の (a) 及び (b) のいずれにも該当するものを知的障害とする。

(a) 「知的機能の障害」について

標準化された知能検査(ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど)によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。

(b) 「日常生活能力」について

日常生活能力(自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等)の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準(別記1)の a, b, c, d のいずれかに該当するもの。

「発達障害」と「知的障害」

- しかし法律上の分類と異なり、発達障害は知的な遅れが伴うこともある。
 - 発達障害は、知的な遅れを伴う場合から知的な遅れのない人まで広い範囲を含んでいる。
 - 知的障害を伴っていても、自閉症としての理解に基づいた支援が必要である場合も多いことに留意すべき。

国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報支援センター：みなさんに、わかってほしいこと：
<http://www.rehab.go.jp/ddis/understand/facts/> (2024年10月13日引用)

- 発達障害は、知的な能力にはばらつきを認めることが多い。
- IQ70以上85未満は「境界知能」と呼ばれている。 ※ 境界知能は正式な診断名ではない。

「発達障害」共通の特徴

発達障害はスペクトラム（連続体）であるため、下記の様な共通の特徴がある。

- 診断閾値以下の特性を持つ児・者が数多く存在する。
- 知的能力のばらつき(distortion)が認められることが多い。
- 発達障害はASDとADHDを中心に互いに併存することが多い。

松本英夫：それぞれの発達障害の違いはなんですか？.精神医学65巻5号.315 2023 .522-526. 2023

「発達障害」の理学療法を行う上での用語の留意点

- 「知的障害を伴う発達障害」、「境界知能の発達障害」、「知的な遅れのない発達障害」が含まれている。
- 併存診断の方、診断閾値以下の特性を持つ方が多く存在するため、特性は重複することが多い。

その他の様々な表現

境界知能	知能指数(IQ) 70以上85未満。知的障害と平均域のボーダーに当たる。
グレーゾーン	発達障害の特性があるが、診断基準を満たすほどではない状態を指すことが多い。 また、症状がはっきりせず、診断に至らないという場合に使われる場合もある。
軽度発達障害	知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがあった。 平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出された。

まとめ

- 発達障害に関する用語は、医療、法律（行政）、教育、福祉などの各分野で使用され、その解釈は多義的である。
- 発達障害者支援法における「発達障害」には「知的障害」は含まれない。
しかし、一般的に認知されている「発達障害」という用語は、知的な遅れを含むより広い意味で用いられることが多い。
- DSM-5以降、発達障害は神経発達症群（Neurodevelopmental Disorders）に分類され、その中に知的能力障害/知的発達症(知的障害)も含まれている。
しかし、この新しい分類は、一般にはまた十分に認知されていない。
- 理学療法の分野では、基本的には診断名での表現が望ましいが、一般に広く認知されている「発達障害」という用語も、今後引き続き使用されることが予想される。
- 理学療法の分野でも、「発達障害」という用語の解釈や使用を統一することが重要である。